

煙炭(国産)及び「0711-014一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」は、55年表の行部門「1101-030一般炭・亜炭」と「1101-040無煙炭」を統合し、国産、輸入に組替。

列部門	0721-01	原油
行部門	0721-011	原油

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類071「原油鉱業」の掘採活動を範囲とする。

[変更点]

昭和60年表において本部門に含まれていた天然ガソリンを「0731-01, -011天然ガス」に統合。

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「1301-010原油(国産)」と「1301-020原油(輸入)」を統合。

列部門	0731-01	天然ガス
行部門	0731-011	天然ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類072「天然ガス鉱業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

[変更点]

昭和60年表において列・行部門「0721-01, -011原油」に含まれていた天然ガソリンを本部門に統合。

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「1302-100天然ガス(国産)」と「1302-200天然ガス(輸入)」を統合。

### 3 食 料 品

列部門	1111-01	と畜(含肉鶏処理)
行部門	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(農林水産省)

家畜及び家きんをと畜解体し、枝肉及び鶏肉の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等)

[変更点]

昭和60年表の行部門「1111-011枝肉・鶏肉」を「1111-011牛肉(枝肉)」、「1111-012豚肉(枝肉)」、「1111-013鶏肉」及び「1111-014その他の肉(枝肉)」に分割。

[注意点]

- ① 昭和60年表において、列部門の名称を55年表の「2011-00と殺(含肉鶏処理)」から「1111-01と畜(含肉鶏処理)」に変更。
- ② 昭和60年表において、55年表の行部門「2011-020原皮」、「2011-030と殺副産物」及び「2011-050肉鶏処理副産物」を「1111-012と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」に統合。

列部門	1112-01	肉加工品
行部門	1112-011	肉加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

列部門	1112-02	畜産びん・かん詰
行部門	1112-021	畜産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち、ハム、ベーコン、ソーセージ等を除く、畜産物を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2012-10, -100畜産びん・かん詰」から「1119-03, -031レトルト食品」を除外。

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	動物油脂

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち、

魚油製造業を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動物油脂（牛脂，豚脂等），精製ラード

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「1112-031牛脂・豚脂」及び「1112-032その他の動物油脂（除別掲）」を統合。

〔注意点〕

- ① 本部門は，動物原油（非食用）の生産と，その原油をさらに加工精製し，食用動物油脂を生産する活動である。
- ② 昭和60年表の行部門「1112-031牛脂・豚脂」及び「1112-032その他の動物油脂（除別掲）」は，55年表の行部門「2012-310ラード（精製）」及び「2012-320動物原油（非食用分）」からそれぞれ名称変更。

列部門	1112-04	酪農品
行部門	1112-041	飲用牛乳
	1112-042	乳製品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

飲用牛乳：牛乳，加工乳

乳製品：乳飲料，粉乳，れん乳，バター，チーズ，アイスクリーム，ミックスパウダー，クリーム，発酵乳，乳酸菌飲料

列部門	1113-01	冷凍魚介類
行部門	1113-011	冷凍魚介類

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1226「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

〔生産物例示〕

冷凍魚介類，冷凍魚介調理品（丸又は三枚おろし，刺身等の処理をし，凍結したもの），冷凍すり身，副産物の「魚あら」

〔注意点〕

- ① 船上冷凍魚は，「0311-001海面漁業（国産）」から本部門に生鮮魚を産出。
- ② 昭和60年表において，部門の名称を55年表の「2040-31，-310冷凍魚貝類」から「1113-01，-011冷凍魚介類」に変更。

列部門	1113-02	塩・干・くん製品
行部門	1113-021	塩・干・くん製品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち，魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

煮干し品，素干し品，塩干品，塩蔵品，くん製品，副産物の「魚あら」

〔注意点〕

- ① さくら干し・みりん干しは，「1113-09，-099その他の水産食品」に含まれる。
- ② 昭和60年表において，部門の名称を55年表の「2040-32，-320塩蔵・乾燥・くん製品」から「1113-02，-021塩・干・くん製品」に変更。

列部門	1113-03	水産びん・かん詰
行部門	1113-031	水産びん・かん詰

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

魚介・海藻類を主な原料とする保存食品（びん・かん詰），副産物の「魚あら」

〔注意点〕

水産物つくだ煮は，その容器を問わず，「1113-09，-099その他の水産食品」に含まれる。

列部門	1113-04	ねり製品
行部門	1113-041	ねり製品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製造業」及び1225「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

焼きちくわ，かまぼこ，魚肉ハム・ソーセージ，副産物の「魚あら」

列部門	1113-05	魚油・魚かす
行部門	1113-051	魚油・魚かす

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち、魚油・内臓油製造業等の魚油及び魚かすの生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

魚油，粗製肝油，内臓油，魚かす，魚粉，貝殻粉

列部門	1113-09	その他の水産食品
行部門	1113-099	その他の水産食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1222「海藻加工業」，1223「寒天製造業」及び1229「その他の水産食料品製造業」のうち塩・干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

節類，水産物つくだ煮，寒天，焼・味付けのり，さくら干し，みりん干し

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「2040-22，-220水産食品」から「1113-09，-099その他の水産食品」に変更。

列部門	1114-01	精穀
行部門	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

精米，くず米，米ぬか，精麦，麦ぬか

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「2050-110精米（国産原料）」及び「2050-120精米（輸入）」を「1114-011精米」に統合。

列部門	1114-02	製粉
行部門	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

小麦粉，ふすま，そば粉，こんにゃく粉，米穀粉

列部門	1115-01	めん類
行部門	1115-011	めん類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

乾めん，即席めん，マカロニ・スパゲッティ，生めん

列部門	1115-02	パン類
行部門	1115-021	パン類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1271「パン製造業」，1299「他に分類されない食料品製造業」のうち調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動（製造小売のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

〔生産物例示〕

食パン，学校給食パン，菓子パン，調理パン，サンドイッチ

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「パン類」を分割。

列部門	1115-03	菓子類
行部門	1115-031	菓子類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1272「生菓子製造業」，1273「ビスケット類・干菓子製造業」，1274「米菓製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動（製造小売のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

〔生産物例示〕

キャラメル，ドロップ，キャンデー，チョコレート，チューインガム，焼菓子，ビスケット，米菓，和生菓子，洋生菓子，スナック菓子，油菓子，ココア

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「菓子類」を分割。

〔注意点〕

アイスクリームは，「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に含まれる。

列部門	1116-01	農産びん・かん詰
行部門	1116-011	農産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち野菜及び果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

野菜びん・かん詰, 果実びん・かん詰, ジャム(びん・かん詰), 野菜ジュース, 原料濃縮果汁

〔注意点〕

- ① 濃度が100%未満の果実飲料は、「1129-02, -021清涼飲料」に、菓子かん詰は「1115-03, -031菓子類」に含まれる。
- ② たれ, つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ, ピューレ等)のびん・かん詰は「1117-06, -061調味料」に含まれる。
- ③ 野菜ジュース, 天然果汁, 濃縮果汁については, その容器を問わない。

列部門	1116-02	農産保存食料品(除びん・かん詰)
行部門	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち, 野菜及び果実を主な原料とする農産保存食料品(びん・かん詰及びジュース原液, 乾燥きのこを除く)の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

乾燥野菜, 冷凍野菜, 冷凍果実, 漬物, カップジャム, かんぴょう, 切干だいこん, マッシュポテト, 干がき

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1115-09, -099その他の農産加工」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「2030-90, -900その他の野菜・果実加工」から「1115-09, -099その他の農産加工」に変更。

列部門	1117-01	砂糖
行部門	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業(砂糖精製業

を除く)」及び1252「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。  
〔生産物例示〕

精製糖(てんさい糖, 甘しゅ糖), 含みつ糖, 副産物(糖みつ, ビートパルプ)

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「1115-041精製糖(国産原料)」及び「1115-042精製糖(輸入原料)」を「1117-011精製糖」に統合。

〔注意点〕

- ① 本部門には, 国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが, 当過程での自部門投入は含めない。
- ② 昭和60年表において, 行部門の名称を55年表の「2070-030輸入粗糖・副産物」から「1115-049その他の砂糖・副産物」に変更。従って輸入粗糖は「1117-019その他の砂糖・副産物」に含まれる。

列部門	1117-02	でん粉
行部門	1117-021	でん粉

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1292「でんぶん製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

かんしょでん粉, ばれいしょでん粉, 小麦でん粉, コーンスターチ, でん粉かす

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「2091-410かんしょ・ばれいしょでん粉」と「2091-420その他のでん粉・かす」を「1115-051でん粉」に統合。

列部門	1117-03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
行部門	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「2091-50, -500水あめ・粉あめ・ぶどう糖」から「1115-06, -061ぶどう糖・水あめ・異性化糖」に変更。

列部門	1117-04	植物油脂
行部門	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1281「植物油脂製造業」、1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

植物油脂：食用なたね油，食用大豆油，非食用向け植物原油(あまに油，ひまし油)

加工油脂：マーガリン，ショートニング

植物原油かす：なたね油かす，大豆油かす，米ぬか油かす

[変更点]

- 昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」に含まれていた食用油及び「1115-072植物油脂(非食用)」を「1117-041植物油脂」に統合。
- 昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」から「1117-042加工油脂」を分割。

[注意点]

- 昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」は，55年表の行部門「2091-110食用なたね油」，「2091-120食用大豆油」及び「2091-130その他の食用油・加工油」を統合。
- 昭和60年表において，行部門の名称を55年表の「2091-140植物原油(非食用分)」から「1115-072植物油脂(非食用)」に変更。

列部門	1117-05	塩
行部門	1117-051	原塩
	1117-052	塩

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類2025「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

- 昭和60年表の行部門「1119-011原塩」は，55年表の「1990-300原塩」のうち岩塩を除外。
- 岩塩は「0629-09，-099その他の非金属鉱物」に含まれる。

列部門	1117-06	調味料
行部門	1117-061	調味料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

みそ，しょうゆ，食用アミノ酸，ソース，マヨネーズ，トマトケチャップ，トマトピューレ，食酢，即席カレー，グルタミン酸ソーダ，香辛料，洋風スープ，発酵調味料，風味調味料，たれ類，めんつゆ類，お茶漬け・ふりかけ類，即席みそ汁・お吸いもの，マヨネーズ副産物(卵白)

列部門	1119-01	冷凍調理食品
行部門	1119-011	冷凍調理食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

冷凍フライ(コロッケ，カツ，魚フライ等)，冷凍米穀類，冷凍ハンバーグ，冷凍シューマイ

[注意点]

昭和60年表において，55年表の列・行部門「2091-90，-900その他の食料品」から「1119-04，-041冷凍調理食品」を分割・特掲。

列部門	1119-02	レトルト食品
行部門	1119-021	レトルト食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち，レトルト食品の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

レトルト食品(カレー，マーボー豆腐の素，ミートソース類，スープ類等)

[注意点]

昭和60年表において，55年表の列・行部門「2012-10，-100畜産びん・かん詰」から「1119-03，-031レトルト食品」を分割。

列部門	1119-03	そう菜・すし・弁当
行部門	1119-031	そう菜・すし・弁当

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1298「そう(惣)菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうちすし・弁当製造業の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

そう菜, すし, 弁当

[変更点]

昭和60年表の列・行部門「1119-09, -099その他の食料品」から分割・特掲。

列部門	1119-09	その他の食料品
行部門	1119-099	その他の食料品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動, 1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」, 1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」, 1295「豆腐・油揚げ製造業」, 1296「あん類製造業」, 1299「他に分類されない食料品製造業」のうち, 豆乳, 即席ココア, レトルト食品, すし・弁当, サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

なお, 学校給食も本部門の生産活動の範囲とする。

[生産物例示]

とうふ, 油揚げ, 生揚げ, がんもどき, もやし, 生あん, こんにゃく, 納豆, 麦茶, バナナ熟成加工, 粉末ジュース, もち

[変更点]

昭和60年表の列・行部門「1119-09, -099その他の食料品」から「1119-03, -031そう菜・すし・弁当」を分割・特掲。

[注意点]

昭和60年表の列・行部門「1119-09, -099その他の食料品」は, 55年表の列・行部門「2091-90, -900その他の食料品」から特掲した「1119-04, -041冷凍調理食品」を除外。

列部門	1121-01	清酒
行部門	1121-011	清酒

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

清酒, 味りん, 清酒かす, 味りんかす

列部門	1121-02	ビール
行部門	1121-021	ビール

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

ビール, 麦芽根, ビール粕, 乾燥酵母, 生酵母

列部門	1121-03	添加用アルコール
行部門	1121-031	添加用アルコール

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちアルコール飲料の原料となるアルコールの生産活動を範囲とする。

列部門	1121-04	ウイスキー類
行部門	1121-041	ウイスキー類

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー, ブランデーの生産活動を範囲とする。

列部門	1121-09	その他の酒類
行部門	1121-099	その他の酒類

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち添加用アルコール, ウイスキー, ブランデー, 味りんを除く生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

果実酒類, 合成清酒, しょうちゅう, スピリッツ, リキュール類, 雑酒

列部門	1129-01	茶・コーヒー
行部門	1129-011	茶・コーヒー

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類133「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

緑茶, 紅茶, レギュラーコーヒー, インスタントコーヒー

[注意点]

コーヒー飲料, 紅茶飲料, ウーロン茶飲料は, 「1129-02, -021清涼飲料」に, 麦茶は「1119-09, -099その他の食料品」に, ココアは「1115-03, -031菓子類」にそれぞれ含まれる。

列部門	1129-02	清涼飲料
行部門	1129-021	清涼飲料

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類131「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

〔注意点〕

発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に、野菜ジュース、原料濃縮果汁は「1116-01、-011農産びん・かん詰」に含まれる。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類134「製氷業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

販売用水

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1351「配合飼料製造業」及び1352「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「2092-00、-000配合飼料」から「1131-01、-011飼料」に変更。

列部門	1131-02	有機質肥料(除別掲)
行部門	1131-021	有機質肥料(除別掲)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1353「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たいひ)

〔注意点〕

昭和60年表において、本部門を新設。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類136「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

#### 4 繊維製品、パルプ・紙・木製品、印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の生産活動を範囲とする。

なお、製糸の生産工程において発生する副産蛹は副産物扱いとし、「1113-051魚油・魚かす」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

生糸、副蚕糸

列部門	1511-02	綿糸
行部門	1511-021	綿糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1421「綿紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお、紡績工程において発生する落綿は屑扱いとし、「0116-092綿花(輸入)」を競合部門とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2302-00、-000綿紡」に含まれていた綿ねん糸、和紡糸を「1511-09、-099その他の紡績糸」に、綿反毛を「1519-09、-099その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。また、部門の名称を「綿紡」から「綿糸」に変更。

列部門	1511-03	化学繊維紡績糸
行部門	1511-031	化学繊維紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1422「化学繊維紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお、製造工程において発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑及び落綿は屑扱いとし、それぞれ「2051-011レーヨン・アセテート」、「0121-091羊毛」、「1511-031化学繊維紡績糸」及び「0116-092綿花(輸入)」を競合部門とする。